

作成の背景と目的

- 公共建築工事の設計業務委託においては、透明性・公平性を確保した上で、それぞれの工事に**最も適した設計者を選定する必要がある**。この点について「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日 社会資本整備審議会)に**公共建築工事の発注者の役割**の一つとして改めて明記された。
- これを踏まえ、全国営繕主管課長会議(国土交通省、都道府県及び政令市で構成)において、適切な設計者選定を行うための解説書「**建築設計業務委託の進め方**」(平成30年5月)を作成。
- 全国の公共建築工事の発注者が**設計者選定を行う際のマニュアルとして活用**できるよう、業務委託の流れに沿って解説。

主な内容

①設計者選定の考え方

設計者選定方式の種類と特徴、設計業務の内容に応じた設計者選定方式の選択の考え方を明記

②設計者選定手続の前に行うこと

設計と条件(設計業務委託をする際に設計に必要なとなる条件)の設定、事前調査や設計業務に必要な期間及び予算の確保の重要性を明記

③設計者選定方式別の解説

設計者選定方式別に実施方法や留意事項等を明記

(プロポーザル方式における留意事項の例)

- ・選定及び特定
- ・参加資格条件等
- ・技術提案を求める評価テーマ
- ・設計者選定委員会
- ・技術提案の表現
- ・設計業務委託料、工事費概算額の扱い 等

その他、建築設計業務委託の実施にあたり、引用して使用可能な書式等を「書式集」として整理。

○基本的な考え方

設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要。

○設計業務の内容に応じた適切な設計者選定方式の選択

	プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式
選定方式の特徴	技術提案書の評価が最も高い者を設計者として選ぶ	入札額と技術提案との総合評価により、最も評価点の高い者を設計者として選ぶ	入札額が最小の者を設計者として選ぶ
【国土交通省官庁営繕の場合】建築設計業務等の内容	○新築、増築等の設計 ○大規模改修実施設計等 技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合	○小規模改修実施設計等 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずる場合	入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる場合

「③設計者選定方式別の解説」においてプロポーザル方式を重点的に解説

建築設計業務委託の進め方(概要)

— 適切に設計者選定を行うためのマニュアル —

「プロポーザル方式※」のポイント

※建築設計業務委託の進め方「4 プロポーザル方式」においては、プロポーザル方式について、国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」から実施手順を引用し、それに関して解説を加えている。

- プロポーザル方式は、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を設計者として選ぶもの。
- 国土交通省では、新築、増築等の設計や大規模改修実施設計等の場合に選択。

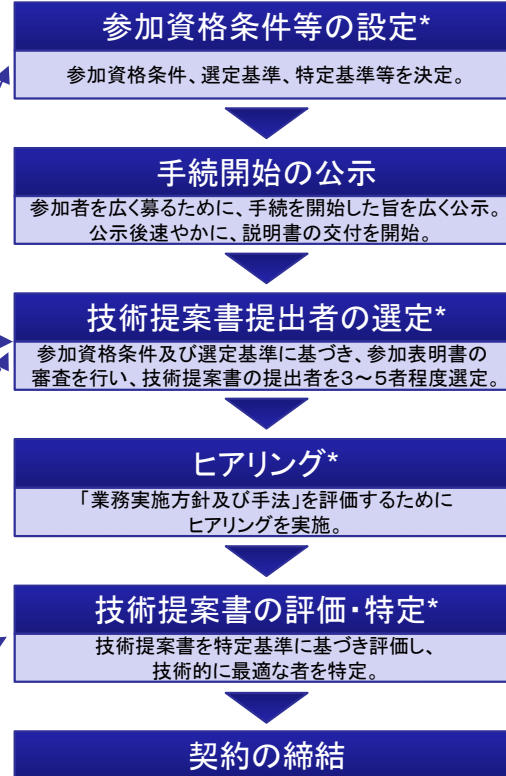
○選定及び特定

- 選定** 応募者の中から技術提案書の提出者(3~5者程度)を選ぶこと
- 特定** 技術提案書を評価し、当該業務について技術的に最適な1者を定めること

○参加資格条件等

	資格及び技術力	業務実施方針及び手法
参加資格条件	<ul style="list-style-type: none"> 条件を満たさない者は失格 優れた設計者を広く求める観点から必要最低限のものとするに留意 管理技術者の資格 同種又は類似業務実績(同種・類似の別や携わった立場は不問) 	(設定しない)
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 一定の資格及び技術力を有する場合に加点評価 主任担当技術者の資格 同種又は類似業務実績(同種か類似か、携わった立場の別で評価) 過去の業務の成績評価 	(設定しない)
特定基準	<ul style="list-style-type: none"> 一定の資格及び技術力を有する場合に加点評価 主任担当技術者の資格 同種又は類似業務実績(同種か類似か、携わった立場の別で評価) 過去の業務の成績評価 CPD 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案を総合的に評価

【実施手順】



○技術提案の表現

プロポーザル方式は、具体的な設計案を選ぶものではないため、技術提案の表現の許容範囲を明確にするのと同時に、設計案の提出を求めるものではないことを明記することが必要。提出者に過大な負担をかけないように提出枚数を制限し、必要以上の書類等の提出を求めないこととすることが必要。

■国土交通省官庁営繕における視覚的表現の許容範囲

技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については文章を補完するために必要最小限の範囲で認めている。



○技術提案を求める評価テーマ

重点整備項目に関することを1~3テーマ程度設定。

評価テーマの設定例

- ・歴史的景観や周辺環境に配慮した、品格と親しみのある施設の整備の考え方
- ・隣接施設の利用に配慮し、機能的で安全な施設の設計において配慮すべき事項
- ・狭隘な敷地で既存施設を利用しながら建替えを行うにあたり配慮すべき事項
- ・〇〇地域の風土や立地の特性に配慮した環境負荷低減・LCC低減の考え方

○建設コンサルタント選定委員会 (設計者選定委員会) (*印の段階で審議)

建築に関する専門的な知識及び経験を有する者(内部職員や学識経験者等)を中心に構成。必要に応じて、発注部局の職員のほかに、事業部局の職員、設計内容に応じたまちづくりや景観等の専門家を追加。

○設計業務委託料、工事費概算額の取扱い

技術的に最適な者は価格によって評価できるものではないため、応募者に設計業務委託料の提出を求めて評価対象とすることは適当ではない。

技術提案を提出する際に工事費概算額を算出することは困難であり、その見積を求めて評価対象とすることは適当ではない。